

平成24年12月14日

国土交通省

国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領の策定について

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、平成22年8月9日に「国土交通省所管公共事業における政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針（案）」を策定し、計画段階評価の試行を実施してまいりました。

今般、「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領」を策定し、新規事業採択時評価の前段階における国土交通省の独自の取組みとして、計画段階評価を実施することとしました。

本実施要領のポイントについては、下記の通りです。

記

○対象とする事業及び実施時期

- ・ 国土交通省が所管する直轄事業等のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業を除く事業（下表）
- ・ 評価の実施時期は、新規事業採択時評価の手続きの着手前までとする。

○実施手続、結果等の公表

- ・ 評価の実施主体は本省又は地方支分部局
- ・ 評価の実施主体は、評価に必要となる資料を作成し、関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く。本省は、対応方針を決定する。
- ・ 評価を実施した年度末もしくは新規事業採択時評価の手続きの着手前いずれか早い時期までに結果等を公表する。

○評価手法の策定

- ・ 事業種別ごとに評価手法を策定する。

○評価の視点

- ・ 解決すべき課題・背景を把握し、原因を分析する。
- ・ 政策目標を明確化する。
- ・ 評価項目を設定し、複数案にて比較・評価を実施する。

対象とする事業

所管部局	対象とする事業
水管理・国土保全局	河川事業、ダム事業、砂防事業、地すべり対策事業
水管理・国土保全局 港湾局	海岸事業
道路局	新設・改築事業
港湾局	港湾整備事業
航空局	空港整備事業
都市局	都市公園事業

(問い合わせ先)			代表 03-5253-8111	
大臣官房技術調査課	課長補佐	木村	直通 03-5253-8593	内線 37682
			FAX 03-5253-1618	
大臣官房公共事業調査室	室長	坂	直通 03-5253-8258	内線 24291
			FAX 03-5253-1560	